

《生ごみ処理機器購入費補助金の申請方法について》

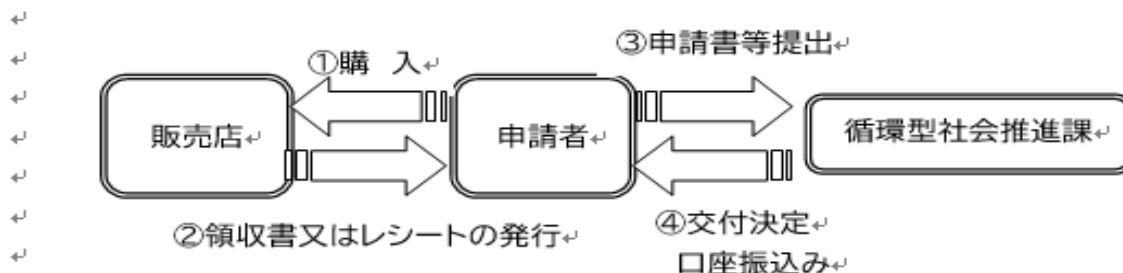
【注意】

令和8年度購入分の補助申請は令和9年3月1日までとなります。

※令和9年3月2日から31日に購入したものは、補助申請の対象外となります。

なお、令和9年度に補助制度が存続する場合においても対象外となりますのでご注意ください。

<手順図>



- ① 販売店で、生ごみ処理機、減量容器や堆肥化容器等を購入します。
- ② 販売店で、支払証明書(領収書、レシート等)を受け取ります。
- ③ 交付申請書兼請求書を記入し(記入例参照)、口座名義人、口座番号が明記されている通帳等の写しと、支払証明書の原本又は写しを添付して、循環型社会推進課へ提出します。
◎郵送により提出することもできます。(郵送の際は循環型社会推進課へお願いします。)
◎申請期限は、令和8年4月1日から令和9年3月1日までです。(今年度から申請期限変更)
- ④ 書類審査し、交付決定通知後、指定の口座に振込みます。

【注意】

- (1)対象は、購入日に豊田市に住所があり、市税を完納している方が日本国内の販売店及び代理店から購入した場合です。
- (2)補助額は、購入価格(消費税含む)の2分の1で、100円未満は切り捨ててください。ただし、上限は30,000円です。
- (3)補助を受けた生ごみ処理機器は他の者に転売、又は貸与してはなりません。
- (4)補助を受けた生ごみ処理機器は適切な使用及び管理をしてください。
- (5)補助金の交付を受けた対象機器を再度、補助申請する場合は5年以上経過している必要があります。
※基材は除きます。
- (5)補助金の振込みは、交付決定後1か月程度かかります。
- (6)偽りその他不正な手段によるものと認められた場合は、補助金を返還していただきます。

【その他】・対象機器によって、補助申請回数と購入可能数が異なります。詳しくは裏面をご確認ください。

・2世帯住宅の場合は循環型社会推進課へご相談ください。

生ごみ処理機器購入費補助金の補助対象機器

- 1 生ごみ処理機・・・電動又は手動で生ごみを攪拌し、微生物等の働きによる分解、温風又は加熱による乾燥等の方法により生ごみを減容又は消滅させるもの)

【例】 乾燥式生ごみ処理機・バイオ式生ごみ処理機 等

- 2 生ごみ堆肥化容器・・・電気を使用せず、発酵や分解などの方法により、生ごみの堆肥化を促進するもの

【例】 設置型コンポスト・密閉容器等 等

- 3 生ごみ減量容器・・・自然乾燥、絞り上げ等の方法により生ごみの減容又は消滅することを目的として作られたもの

【例】 キエーロ 等

- 4 基材・・・生ごみ堆肥化容器で使用する基材

補助金額等

補助対象機器※1、※2	補助金額※3	補助申請回数	購入可能数
① 生ごみ処理機※4	購入価格の2分の1 (消費税含む) 上限：30,000円	年度内に1回まで	1世帯につき 1基まで
② 生ごみ堆肥化容器			
③ 生ごみ減量容器		年度内に2回まで	1世帯につき 最大6個まで
④-1 基材		年度内に1回まで	1世帯につき 最大3個まで
④-2 ダンボールコンポスト一式			

※1 ディスポーザー式生ごみ処理機は補助対象外とする。

※2 ①～④を併用した補助申請は可能とする。

※3 算出された額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

※4 補助金の交付を受けた生ごみ処理機の購入日から、5年を超えていること。

【お問合せ・申請書の郵送先】

豊田市 環境部 循環型社会推進課(清掃事業所)
〒470-1202

豊田市渡刈町大明神39番地3

電話:(0565)71-3001

FAX:(0565)71-3000

Eメール:junkan@city.toyota.aichi.jp